

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度松阪市美術展覧会 第1回運営委員会
2. 開 催 日 時	令和5年5月12日(金) 午前9時30分から午前12時00分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	(委員)北島 修、森嶋昌行、堀口昌宏、服部日出夫、柴田ただしげ、 工藤 俊朴◎牧田研介、○福井幸恵、杉本洋子、岩坂由華 (◎委員長 ○委員長代理) (事務局)川村浩稔、梶間正也、波田亜香里
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	無
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 担当者 : 波田、梶間 電 話 0598-53-4397 F A X 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 協議事項

- (1) 第64回松阪市美術展覧会について
- (2) 夏休みこどもワークショップについて

### 議事録要約

別紙

## 令和5年度（第64回）松阪市美術展覧会 第1回運営委員会事項書

と き 令和5年5月12日(金) 午前9時30分から  
ところ 松阪市役所 5階特別会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 部長あいさつ
4. 自己紹介
5. 委員長・委員長代理の選出  
運営委員長に牧田研介氏、運営員長代理に福井幸恵氏を選出。
6. 議題
  - (1) 第64回松阪市美術展覧会の開催について
    - ① 会場及び日程について  
(事務局)
      - ・会場は例年通り文化財センター。
      - ・日程は下記の通り。

**【会期】**

第1部	10月1日(日)～10月8日(日)
第2部	10月22日(日)～10月29日(日)

**【審査】**

第1部	9月27日(水) 予備日：9月28日(木)
第2部	10月18日(水) 予備日：10月19日(木)

**【搬入】**

第1部	9月22日(金)・23日(土・祝)
第2部	10月13日(金)・14日(土)

**【搬出】**

第1部	10月8日(日)・9日(月・祝)
第2部	10月29日(日)・30日(月)

**【合評会】**

第1部	10月8日(日)
第2部	10月29日(日)

(運営委員)

      - 異議なし
    - ② 開催要項(案)について

(事務局)

・【会期】

第1部 令和5年10月1日(日)～10月8日(日)

開館時間 午前9時～午後5時、8日(日)は午前9時～午後3時

第2部 令和5年10月22日(日)～10月29日(日)

開館時間 午前9時～午後5時、8日(日)は午前9時～午後3時

※夜間開催(午後7時まで)は、文化財センターの催し物の日のみ、午後7時まで延長。

日程については現在未定。

・【会場】

前回と同じく、松阪市文化財センター (外五曲町1番地)の第1ギャラリー・

第2ギャラリー・第3ギャラリー

(運営委員)

異議なし

・作品公募要項(案)について

1. 出品者資格～3. 作品規定まで

(事務局)

1. 出品者資格

・出品可能なのは「松阪市・多気郡在住者、および松阪市への通勤・通学者」

2. 「出品規定」

・出品作品は、自己が創作した未発表のものとする。

・各部門1人1点とし出品料は部門別1人につき500円とする。ただし高校生以下(18歳以下)は無料。

3. 「作品規定」

例年と同じ内容の作品規定

「絵画」

大きさは50号以内、作品保護の観点から額装

30号を超える作品は、額幅4cm以内で仮額。また、全作品ガラス張りは不可。

日本画(水墨画を含む)洋画の亚克力張りは不可。軸装は不可

「彫刻・工芸」

原則として1度に1人で手動可能な作品。安定性や移動が容易に行える作品。

ランプシェードなど熱源のある作品は、耐熱性の材料を使用すること。

額装の作品のガラス張りは禁止とする。額装の作品のガラス張りは禁止。

「写真」

パネルの大きさは73cm×61cm以内の木製パネル張り。

単写真、組写真とも規定のパネル内でレイアウトすることとし、写真のサイズは自由。

全作品額装、ガラス及び亚克力張りは不可

「書道」

漢字・仮名・調和体・篆刻・刻字・その他の書作品で、作品は枠装・額装・軸装。

サイズは記載の通りで、作品はいずれも壁面にかけてられるようにし、原文または読みく  
だし文を所定の用紙(釈文票)に記入して作品と一緒に提出。額装については、ガラス  
張りは禁止。ただし、亚克力板は可。

(運営委員)

1. 出品者資格について

異議なし

2. 出品規定について

- ・「未発表のもの」とは、初めての出品のものと他の展覧会で落選したもの(入選も不可)。
- ・過去に未発表でない作品があったが、規定に明記がなかったため、落選させられなかった。明記してほしい。出品者が確認する意味でも明記されているほうが良いのではないか。県展でもそこは明記しているため、明記してもよいのでは。
- ・作品規定の出品料の「高校生以下(18歳以下)」の表記について、高校へ通っていない人もいるため、「高校生以下」という記述はとったほうが良いのではないか。
- ・書道の解釈文について、書き下し文はあまり書かない。釈文票とは何の字が書いてあるかを確認するためのもののため、書き下しではなく原文を書くもの。70文字以内としているが、50字以内で、超えた場合は以下略と記し、印刷したものを貼るとよい。

3. 作品規定について

異議なし

(事務局)

- ・未出品の規約違反が判明した場合の失格について出品規定へ明記をし、落選対象と疑いのあるものが出てきた場合は、判明した時点で審査委員を招集し、失格かどうかの判断をしてもらうこととする。
- ・おっしゃる通り。高校生以下をとる。
- ・釈文票は「50字以内でワープロ打ちのものを貼るか、記入する」とする。

4. 搬入と搬出

(事務局)

●搬入(時間)について

金曜日は午後1時から午後6時までとし、昨年と変更はない。

●搬出(時間)について

搬出時間は初日が午後4時～午後6時、2日目が午前9時～正午までで、昨年と変更はない。

(運営員会)

異議なし

5. 審査～10. その他まで

(事務局)

5. 審査

- ・審査は9:30～正午までを予定しているが、正午をまわった場合でも休憩は挟まず審査をしていただいている。

## 6. 褒賞

褒賞は昨年度と同様。

- ・岡田文化財団賞は、岡田+上位3賞の受賞歴のある人は対象者から除いている。新人奨励賞という岡田財団の意向。
- ・企業賞（仮）→企業からご協賛をいただく。6月に広報やHPで募集予定。企業の希望する賞の名前をそれぞれに付ける。昨年度であれば「回転焼肉一升びん賞」といったイメージ。
- ・まつさか未来賞→18歳以下を対象とした賞。
- ・あなたが選ぶ！まつさか特別賞→来場者投票による賞。他の賞と重複して受賞可能。前年度は全員が、W受賞をされた。賞の名称とその説明をするため、投票対象の範囲と他の賞との重複受賞可能といったことを要項に明記。この賞を設立した経緯が、審査員の目線だけではなく、一般の目線でも評価をしてもらおうという考えに基づいているので、入選以上の全作品を対象としている。今年度についても引き続き同様の取り扱いで考えている。

### ●表彰式

- ・10月28日（土）午前10時から橋西地区市民センターで開催予定

### ●合評会

- ・第1部 令和5年10月8日（日） 午後1時～
- ・第2部 令和5年10月29日（日） 午後1時～ を予定。

### ●その他

- ・その他の出品者への注意書き項目について説明。

（運営員会）

異議なし

## ③ 審査委員の選出及び審査、ならびに展示について

（事務局）

- ・審査委員 → 各部門6名以内、少なくとも一人は市外在住者を含む。
- ・審査委員の公表 → 要項に記載。要項は7月～配布予定。ホームページにも載せる。
- ・審査委員には展示指導も行っていただく。

（運営員会）

異議なし

## ④ 報告・協議事項について

<報告事項>

（事務局）

### ●目録の用紙について

昨年度まで使用していたコート紙から見栄えのよいマット紙へ変更する。用紙の変更による金額の増減はなし。

### ●目録掲載素材の撮影方法等について

彫刻・工芸作品について、ライトを購入し、照らすことで立体感のある目録写真を用意する方向で動いている。

書道作品については、他の自治体に撮影方法を確認し、より見栄えのする撮影方法を検討していく。

### ●積文票について

題名・名前の行を変えて2段構成にして、各欄を広くとった。

●出品者アンケートについて

コロナウイルス感染症が5類に引き下げとなったため、アンケートからコロナ関連の質問を削除し、出品動機を尋ねる質問へ変更した。

(運営委員会)

●目録の用紙について

異議なし

●目録掲載素材の撮影方法等について

写真が小さく、1席の価値が感じられない。名前を作品の下に配置するなど作品を大きく掲載できるように改善してほしい。

●積文票について

- ・皆さん表記がバラバラ、出品時に書き下し文を書くか原文を書くか困る。字数を超えた分は略されるため結局何の字が書いてあるかわからないし。どれが正解か。
- ・50字か52字で、公募展では専ら原文を書く。ワープロ打ちしたものを貼るほうが良いのではないか。

(事務局)

●目録掲載素材の撮影方法等について

横長の作品などは、作者に了解を得て、作品を縦にして大きく表示するなど、どの作品ももっと大きく配置できるようにしていく。

●積文票について

「50字以上は以下略。原文を所定の用紙に印刷または記入する」と積文票に記載します。

<協議事項>

●絵画部門の展示方法について

(事務局)

例年、出品票に基づき、日本画、洋画、水彩画、水墨画等の表示を展示の際に表記をしているが、来場者アンケートや夕刊三重にて賛否の声。これについて、例年通り出品者の申し出に従って表記をしていくか、そもそもの出品票の項目からその他を除き、大きく日本画か洋画かのみ表記にしていくか、提案。

(運営委員会)

- ・日本画洋画の区別は、何に書くか何で書いているかで変わる。ミクスメディアとって、日本画と洋画の画材どちらも使用して描く場合もあるため、難しい。洋画の中でも、油彩絵具で薄く描くと水彩で描いたようにも見えるため、画材の違いで区別してあげるのもよいかも。水墨・顔彩／油彩・水彩・その他等。
- ・会場内に、日本画とは使っている画材によって水墨画、顔彩に分かれます。洋画とは…という各絵画の特色を書いた説明書きを掲示すると、良いのではないか。
- ・会場に表記することで、気になる人はそれを見て、分類を確認すればよいから、良い案。
- ・この作品はどんな材料で作られているのかを想像するのが楽しみの一つなのであり、新聞やアンケートの意見を随時取り入れていくと大変なことになる。今のままでよいのでは。

(委員長)

- ・ご意見をいただき、時間も押しているため、この件については、絵画部門の先生と事務局に一任でよろしいか。

(運営委員会)

異議なし

●「あなたが選ぶ！まつさか特別賞」の投票対象について

(事務局)

例年通り、入賞・入選作品を対象とするか、賞の重複を避け、広く賞を取ってもらえるよう  
入選作品のみとしていくか

(運営委員会)

- ・一席はやっぱりどう見てもよい作品。来場した方が良いと投票するのであればそれでよいのでは。
- ・「あなたが選ぶ」賞なのだから、入賞を外すのはおかしいのでは。その意思を尊重すべき。
- ・何度も受賞している人は外すとかは？
- ・「未発表作品」を出展しているのだから、外さなくてよいと思う。

結果：投票対象の変更はなし。

●落選者へのフォローについて

(事務局)

昨年度の運営委員会でも課題として挙げられた議題であり、昨年落選された方から、搬出の際、  
落選の理由を尋ねられるケースもある。創作意欲や美術技術の向上を図ることを目的とした  
展覧会のため、できれば落選者の方へのアドバイスやコメントをお願いしたいと考えている。

(運営委員会)

- ・アドバイスやコメントするのは審査員だからここで決められるものではない。
- ・伝えるのであれば、口頭で。文字だと上手く伝わらない可能性がある。本当は合評会に来て、  
良い作品の講評を聞いて学ぶもの。合評会にも来ずアドバイスが欲しいというのは問題外。  
合評会に作品の写真を持参し、会場で直接先生を捕まえて、理由を聞いてもらえば、  
対応できるだろう。

結果：落選者へのアドバイスやコメントは例年通りなし。

⑤ その他

時間超過のため資料の確認をいただき、何かあれば事務局に連絡いただく。

(2) 夏休みこどもワークショップについて

時間超過のため資料の確認をいただき、何かあれば事務局に連絡いただく。

7. 次回の会議について

(事務局)

第2回は市展終了後の開催予定でよいか。

(運営委員会)

異議なし

月 日 ( 曜日)

なし

8. 閉会